

二宮町（仮称）剪定枝資源化施設整備及び運営事業
実施方針・要求水準書(案)に関する質疑回答

平成25年6月

二 宮 町

○質疑受付期間 平成25年4月16日（火）～平成25年5月10日（金）17：00まで

○質疑件数

No	名称	件数
1	実施方針に関する質疑	23件
2	要求水準書(案)に関する質疑	51件
計		74件

1. 実施方針に関する質疑回答

1. 実施方針に関する質疑回答

No	質問事項	頁	実施方針中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
1	事業内容	1	1	1	6	(5)	設計・施工維持管理を通じて20年程度の施設稼働を目指す施設とありますが、既存建屋の貴町が想定されている20年間の維持管理費をご教示願います。	民間のノウハウに基づき、現地をご確認の上ご判断ください。	
2	契約の形態	2	1	1	8		資源化物や副生成物等の運搬については、運營業務の一部としてSPC自らが実施することとありますが、運搬業務に関しては構成企業が所定の許可を有しておれば良いと考えてよろしいでしょうか。	SPCが車輛を保有し（利活用企業以外からのリースは可）、運転手を雇用（利活用企業以外からの出向は可）して頂きます。運搬業務の許可は、事業系の剪定枝の資源化を行わない限り、不要とします。	
3	運営委託費に関して	3	1	2	1	(1)	売却収入は提案書提出時にご提案するものと考えてよろしいでしょうか。また、売却収入の値は提案書提出時に出した数値を15年間に渡り、採用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。売却収入の値は原則として見直しません、やむを得ない場合は協議することを想定しています。	
4	事前業務	4	1	3	1		本事業を行うために必要な許認可の取得とありますが、現在想定されている必要な許認可をご教示願います。	特定の許認可は想定していません。民間事業者にてご判断ください。	
5	地域経済への貢献	5	1	3	5		1市2町に事業所を持つ企業とありますが、本店または営業所がある企業と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
6	設計・施工を行う企業	9	2	2	2	(2) 1)	対象建設工事とは本工事では清掃施設工事と考えてよろしいでしょうか。	対象建設工事とは、土木一式工事、建築一式工事、清掃施設工事の3つの工事を指します。	
7	設計・施工を行う企業	9	2	2	2	(2) 2)	本施設の設計・施工を担当する企業は、土木一式工事、建築一式工事、清掃施設工事の全ての区分において特定建設業の許可が必要と考えてよろしいでしょうか。	法の定める範囲であれば、該当工事について一般建設業でも可能とします。該当工事の下請代金が3,000万円未満（建築一式工事に関しては4,500万円未満）の場合は、一般建設業の許可で資格要件を満たすと考えます。	
8	設計・施工を行う企業	9	2	2	2	(2) 2)	社もしくはJVとして、土木・建築・清掃施設の特定建設業許可を有していれば、よろしいでしょうか。また、二宮町への工事業者登録を3種全て実施する必要があるのでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、3種全ての登録をする必要があります。	
9	監理技術者の配置に関して	9	2	2	2	(2) 6)	設計期間と建設期間で監理技術者を変更することは可能でしょうか。また、設計期間の監理技術者は兼任することは可能でしょうか。	監理技術者の変更・兼任については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を参照のうえ、ご判断ください。	
10	設計・施工を行う企業	10	2	2	2	(2) 7)	共同企業体を設立する際には、甲・乙どちらの形態でも良いと考えてよろしいでしょうか。	いずれでも構いません。	

No	質問事項	頁	実施方針中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
11	資格条件	9	2	2	2			設計・施工・施設の運転・施設の維持管理に関するの破砕処理施設の実績を有すとありますが、本実績は剪定枝の破砕処理に限定するものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	資格条件	11	2	2	2	(5)		木質バイオマスの有効利用施設を有していることとありますが、処理能力に条件はありますでしょうか。	個別の利活用先企業が有する処理能力に関する条件はありません。
13	応募資格要件	11	2	2	2	(3)		提携企業が施設を保有し、同施設での運転実績がある場合などは実績としてカウントされるのか。また、委託業務として受け、機材は貸与されていた場合は実績としてカウントされるのか。	前段については、提携企業が構成企業となっている場合には認められます。後段については、破砕機などの貸与を受け、本事業と類似の業務を行っていた場合は、運転実績として認められます。
14	本施設で発生する資源化物の利活用を行う企業	11	2	2	2	(5)	2)	木質バイオマスの有効利用施設は、グループ会社が有していれば大丈夫か？	当該グループ会社も構成企業となる必要があります。
15	資源化物の利活用を行う企業	11	2	2	2	(5)	2)	木質バイオマスの有効利用施設を有していることとありますが、グループ企業が所持している場合でもよろしいでしょうか。	No. 14をご参照ください。
16	資源化物の利活用を行う企業	11	2	2	2	(5)	2)	成形品を直接処理をする企業ではなく、複数の木質バイオマスの有効利用施設に成形品を納めている商社や仲介業者が資源化の利活用を行う企業として事業に参加することは不可でしょうか。	事業への参加は可能ですが、参加資格要件を満たすためには、利活用企業が構成企業となる必要があります。また、未稼働の施設であっても、将来的にその利活用先により引き取りが可能であることを示す資料（アセスに関する書類など）があれば有効な利活用施設と考えます。
17	資源化物の利活用を行う企業の条件について	11	2	2	2	(5)	2)	固形燃料（RPF）化施設は、木質バイオマスの有効利用施設に該当すると解しても良いのか。	木質チップを有効活用するのであれば可能です。
18	特別目的会社の設立	13	2	5	2			特別目的会社を二宮町内に設立するとありますが、施設内にSPC本店を登記してもよろしいでしょうか。	施設内への登記は認めません。
19	貴町の支援に関して	19	7	3				特段の支援は行う予定は現時点ではないとありますが、業務の特質上、公共工事等で使用される可能性がある敷材等に関する情報提供等の実施をお願いしたいと思います。	現時点で、提供できる情報はありません。
20	現場説明会	20	8	2	5			4/25(木)開催の現場説明会以降に、現地を確認することが出来るか？	公告前であれば、町に直接希望することで、確認可能です。

No	質問事項	頁	実施方針中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
21	現場説明会	20	8	2	5			4/25(木)開催の現場説明会で、既存建築物の建屋図面等を入手することが出来るか？	平成25年4月24日(水)に町ホームページにて公表をしました。
22	リスク分担に関して	23						物価変動に関して、現在想定されておられる「一定の範囲」の考え方に関してご教示願います。	募集要項でお示しします。
23	リスク分担に関して	24						独自の受入に関してのリスクは民間事業者となっておりますが、貴町から搬入される剪定枝とは別に、請負側で剪定枝の搬入をすることも可能なのでしょうか。	①1市2町の域内から発生する剪定枝等を対象とすること ②1市2町が収集する処理対象物の資源化に影響を与えないこと ③1市2町に何らかのメリットがあること 上記の3つの条件を満たし、町が認めた場合には、搬入することが可能です。なお、詳細につきましては募集要項でご確認ください。

2. 要求水準書(案)に関する質疑回答

2. 要求水準書(案)に関する質疑回答

No	質問事項	頁	要求水準書(案)中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
1	建設場所に関して	6	1	5	1			建設にあたり、建設予定地の最大降雨量を規程がある場合には数値をご教示願います。	関係法令等で定める以外の規定はありません。
2	都市計画制限等	6	1	5	3			日影規制は、無いと考えてよいでしょうか。	定量的な規制はありませんが、関連の定めがあります。
3	都市計画制限等に関して	6	1	5	3			既存建屋の確認済証は御座いますでしょうか。また、構造計算書を併せてご教示願います。	前段について、確認済証はありません。後段については、別途ご相談ください。
4	建設場所に関して	6	1	5	3			河川保全区域となりますでしょうか。	必要があれば関係官庁にご確認ください。
5	建設場所に関して	6	1	5	3			敷地内で都市計画道路の指定もしくはご計画はありますでしょうか。	指定や計画はありません。
6	建設場所に関して	6	1	5	3			都市計画決定は完了しておりますでしょうか。	完了していませんが、今後行う予定です。
7	建設場所に関して	6	1	5	4			ユーティリティに関して事前協議段階では負担金の提示はありますでしょうか。また、その際の概算金額をご教示願います。	現行の計画であれば特別な負担金はないものと想定しますが、詳細については関連機関との協議を事業者が行ってください。
8	事業の基本条件	7	1	6	1	1		基本的に枝のみであると考えてよろしいでしょうか。	葉がついた剪定枝が含まれることが想定されます。
9	事業の基本条件	7	1	6	1	1		受け入れ条件以上の形状のものが搬入されることは想定されているのでしょうか。想定されている場合はその性状をご教示ください。	太さ30cm程度の剪定枝が搬入されることも想定されますので、チェーンソーで切断してから処理するなどしてください。また、それ以上の大きさの搬入物についても可能な限り処理をしてください。
10	事業の基本条件	7	1	6	1	2		想定されている不適物の混入量をご教示願います。また想定されている生木の混入量をご教示願います。	ご提示出来るデータはありません。
11	事業の基本条件	8	1	6	1	5		「処理対象物の性状」で想定している比重についてご教示願います。	想定値は特にありません。事業者の経験値によりご対応願います。
12	処理方式について～剪定枝の利活用方法について	8	1	6	2	1		剪定枝の資源化並びに有価物化とするための利活用法には、制限がありますか。	記載の通りですが、代替案がある場合には対話時にご確認ください。

No	質問事項	頁	要求水準書(案)中の 対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
13	粉じん濃度に係る施設基準値	11	1	7	5			作業環境基準は事務所・休憩室等の居室に適応するものと考えてよろしいでしょうか。	人が一定時間いる作業場等では遵守してください。
14	安全性に関する条件	13	1	8	3			既設建屋は官庁施設の総合耐震計画基準に準拠していると考えてよろしいでしょうか。また、準拠していない際に、施設建屋を流用する場合は耐震補強工事を実施する必要があるのでしょうか。	既存建屋が総合耐震計画基準に準拠しているかは確認が取れません。既存建屋を活用する場合は、事業者にて耐震診断を実施し、耐震補強工事の必要性を判断してください。なお、耐震補強工事の実施をするか否かは提案によります。新設する場合は、総合耐震計画基準に準拠するようにしてください。
15	既設舗装構成	13	1	8	3			場内の既設の舗装構成が提示されておらず、既設舗装が活用できるかが不明。既設舗装は撤去、再敷設が前提であるのか？	提案によります。既存舗装が活用可能かどうかは、事業者にてご判断ください。
16	使用開始までのフロー図	14						既存の建屋の利用もしくは、一部を解体し、同一敷地レベルに新築する計画の際には、開発許可申請は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	具体的な施設内容が分からないため、現時点では回答できません。関係機関にご確認ください。
17	準備工事の実施	21	3	3	1			貴町にて想定されているアスベスト、PCB、ダイオキシン、フロン等の有害物質質量をご教示願います。現段階で詳細が不明の際には、撤去処分は貴町と所掌としていただけないでしょうか。	前段については把握していません。後段については、予見できるものについては、適切に処理をしてください。予見が不可能な場所で発生した場合には協議することを想定しています。
18	既存建屋等解体工事	21	3	3	1	(1)		地中部分も含めて、解体撤去することとありますが、新設建屋杭を施工するにあたり、既存杭を撤去した場合、地耐力が低下するため、既存杭はそのままにし、新規杭を既存杭に干渉しないような構造設計を考えていますが、よろしいでしょうか。	原則として解体撤去とします。
19	下請負人	24	3	6	6			工事に参加する全ての下請業者貴町の承諾を受けるとありますが、一次下請のみで良いと考えてよろしいでしょうか。	特に定めてはませんが、必要があれば一次下請以下の商号、名称、その他必要な事項の通知を請求する場合があります。
20	試運転	30	4	2	2			試運転を行う際には、町や大磯町が委託している外部処理業者及び収集業者と調整しながら、事前に試運転計画を作成し、とありますが外部処理業者と収集業者をご教示願います。	契約締結後に提示します。
21	その他	36	4	6	3			町に納入する予備品・消耗品とありますが、1年分の予備品・消耗品を納入すればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	処理不適物	37	5	1	3	(2)		「処理不適物については、町の指定する場所へ運搬すること。」とありますが、想定している場所をご教示願います。	1市2町内を想定しています。

No	質問事項	頁	要求水準書(案)中の 対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
23	副生成物	38	5	1	3	(3)	「可燃残渣・不燃残渣については、町の指定する場所へ運搬すること。」とありますが、想定している場所をご教示願います。	No. 22をご参照ください。	
24	処理不適・副生成物	38	5	1	3		処理不適物、副生成物の想定発生量をご教示願います。	ご提示出来るデータはありません。	
25	運営業務のための人員等	40	5	1	8		図表5-1に示す資格の種類で「第3種電気主任技術者」以上とありますが、常駐させるのではなく、作業時に外部委託でもよろしいでしょうか。	提案内容によって、受電容量が異なると思われますので、法令に従って、資格及び常駐の必要性についてご判断ください	
26	運転管理等必要資格	40	5	1	8	(2)	大型特殊免許は必要か？	応募者の提案内容に応じてご判断ください。	
27	搬入管理	41	6	1	1		現在想定されている土曜日の搬入台数についてもご教示願います。(収集車両・直接持込)	日量の想定は要求水準書に記載の通りです。曜日別の変動は考慮しておりません。	
28	手数料徴収	41	6	1	1	①	徴収された手数料は、行政に入るのか、直接SPCの運営費となるのか。	行政の収入になります。	
29	計量機	42	6	1	1	①	計量機は路面と同レベルとありますが、GLより+100程度嵩上し、雨水の侵入防止を配慮した計画としておりますが、よろしいでしょうか。	ご提示程度のレベル差であれば結構です。但し、搬入車両のスムーズな進入・退出が出来るよう、スロープ等の整備をお願いします。	
30	性能要件	43	6	1	1	③	直接持込への対応の記載がありますが、直接持込車両は1日何台程度と想定されておられますでしょうか。	現状では想定していませんが、将来的に対応できるように整備してください。	
31	受入供給機能	43	6	1	2	①	貯留場所は建屋内とありますが、直接持込された剪定枝の一部を一時、屋外に仮置きすることは可能でしょうか。	原則として建屋内に貯留してください。一時仮置きする場合には、協議とします。	
32	ヤード等での火災対策	44	6	1	2	④	ヤード内に初期消火用の消火器散水栓ヤード等を設置することとありますが、ヤードに消火器をすれば良いと考えてよろしいでしょうか。	提案によります。	

No	質問事項	頁	要求水準書(案)中の 対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
33	性能要件	45	6	1	3	②	<p>破砕機に爆発対策の実施（爆風筒・独立した部屋）とありますが、不燃ごみ等処理施設の場合、スプレー缶等の混入により、爆発が起きる可能性があります。剪定枝ではそのような可能性は少ないものと考えます。</p> <p>弊社が過去、請け負っている公共施設においても、剪定枝の破砕機は爆風筒・独立した部屋への設置は行っておりません。</p> <p>本件は事業者からの提案とさせて頂きたく考えますがいかがでしょうか。</p>	爆発対策は実施してください。但し対策の方法は提案によることとします。	
34	破砕処理機能の仕様について	45	6	1	3		<p>破砕・異物除去以外に剪定枝を資源化するために必要な処理加工機能を持つ機器・設備を付け加えることは可能でしょうか。</p>	提案によります。	
35	排水処理機能	51	6	2	4	①	<p>運搬車輛の車両洗浄水とありますが、施設内に洗車場を設ける必要があるのでしょうか。またその際には何台程度の洗車を実施するのでしょうか。</p>	1市2町の収集車輛については未定ですが、搬出作業における運搬車輛については提案によります。	
36	設備保護機能	51	6	2	5	①	<p>破砕機等重量物の水平荷重は建築構造が負担しない構造とすることとなりますが、建築構造的に問題ない際には建築構造で受けてもよろしいでしょうか。弊社が公共団体に納入しております、剪定枝用の破砕機でも上記の対応しております。</p>	強度上の問題がなく、且つ、建築物への振動・伝搬が無い様、設計願います。	
37	必要な居室	54	6	3	2	②	<p>多目的トイレの設置は必要と考えてよろしいでしょうか。</p>	必要に応じて提案してください。	
38	太陽光発電	55	6	3	3	②	<p>電力収入は町に帰属とありますが、施設内での使用と変更して頂きたく思います。また、困難な際には請負者のランニングコスト低減を目的とし、独自に設置してもよろしいでしょうか。</p>	ご意見として承ります。詳細については、募集要項においてお示しします。	
39	計量業務	58	7	1	②		<p>「即納（搬入の都度の支払い）が発生した場合」とありますが釣銭等は貴町で準備頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	SPCにてご準備をお願いします。	
40	計量業務	58	7	1	②		<p>前述の即納については、公金の納付となる為、指定金融機関への振込手数料は発生しないものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解の通りです。	
41	資源化物等の運搬について	59	7	1	③		<p>資源化物の運搬にかかる運転手や運搬車輛を利活用先の企業への委託や利活用先からのリース等によって確保することは可能でしょうか。</p>	実施方針に関する質疑回答のNo2をご参照ください。	

No	質問事項	頁	要求水準書(案)中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
42	プラント設備の定期点検・補修	61	7	3	②			機能検査とは設備の年次点検と読み替えてよろしいでしょうか。	機能検査については、関係法令に準拠してください。
43	施設清掃	62	7	4	①			「周辺道路等の清掃及び除草を適宜実施すること。」とありますが範囲等の情報提供の実施をお願いしたく思います。	基本は敷地外周部を範囲としますが、具体的な範囲は提案によります。
44	見学対応	63	7	5	⑧			見学者の頻度、人数等、どの程度想定しているかご教示願います。	具体的な想定はありません。
45	大規模補修	65	7	5	③			大規模な設備の補修とありますが、大規模な設備の補修とは機器本体の更新・ケーシング等の更新と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	管理業務の性能要件	65	7	5	③			大規模な設備の補修及び更新を行うことなくありますが、定期消耗部品の交換等（1回/7年程度の部品交換）は実施して頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	第三者機関の性能試験に関して	66	7	5	③			事業期間終了前の試験は、「第三者機関が、性能試験要領書に基づいて試験を行う。」とありますが、この第三者機関は貴町がご依頼するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が第三者機関へ依頼してください。
48	引渡時の状況に関して	66	7	5	③			「建物の主要構造部等に・・・」、「内外の仕上げや設備機器等に・・・」、「主要な設備機器等が・・・」の文中にある軽度な汚損及び劣化とはどのような状態を想定されているかご教示願います。	記載の通りです。
49	提出書類に関して	66	7	5	③			「施設の運転、維持管理及び補修に必要な次の書類整備及び提出」で調達費用の内訳書とありますが、具体的に提出する内容をご教示ねがいます。	調達先及び調達費用の内訳が確認出来るものを提出願います。
50	提出書類に関して	67	7	5	④			施設台帳とはどのような書類でしょうか。	各施設毎の点検・補修等の来歴が確認出来るものを想定しています。また、備品台帳についても整備をしてください。
51	町職員への研修に関して	67	7	5	⑤			町職員を対象とした研修は年に何回程度、ご計画されておられますでしょうか。	年1回程度を想定しています。